

七、家畜、家禽ノ改良及獎励。

八、勤儉貯蓄ノ獎勵。

九、前各号ノ外必要ト認ムル事項。

事務所。

第四条、本会ノ事務所ハ之ヲ兵庫県武庫郡魚崎村役場内ニ置ク。

第六条、本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

会長壱名、副会長壱名、評議員七名、幹事式名

(一) 魚崎町農会

昭和四年(一九二九)野菜栽培活況を呈し、その年五月魚崎町農会が設立された。當時会員四二名、一ヶ年の経費八〇円であつた。農会創設当時の役員は、会長山路久治郎、幹事西田清太郎、碓井与佐吉。評議員山邑太左衛門、松尾仁兵衛、松田久治郎、松井久太郎、榎原角太郎、松田源兵衛、竹中駒富。

第一章 工業

第一節 素麵

一、江戸時代

魚崎、横屋両村は、すでに寛政の頃(一七八九—一八〇〇)から素めんの製造をはじめていた。記録によると寛政九年(一七九七)魚崎村には、素めん屋(壱軒)弥次右衛門なる者は、冥加銀四匁三歩を納めていた。原料の小麦は、夏期遠く関東、九州地方及び播州から買入れて、木車(「粉挽車」)で製粉するか、後には粉問屋から購入して、多く冬製造した。原料の小麦と水車効の関係から、播州の農民は農閑を利用して、魚崎、横屋の

素めん製造職人として働きに來た。揖保郡常金村(石海村)の庄屋の記録によると、寛政一〇年(一七九八)農閑を利用して灘目方面に働きに來た(「作間稼」という)人は八名あつた。播州岡本粉車一人。御影粉車一人。こがらし粉車へ一人。大石大阪鴻池善右衛門酒屋追廻しへ一人。神明芝屋素麵屋へ一人。東明焼附取に一人。小野にて俵屋孫三郎出店酒藏中人として一人。兵庫磯之町飯焚相勤に一人。その他の村々の灘目方面への出稼人を加えると数百人に達したであろう。

大体素めん屋一軒に六人から八人の働き手を雇い、製品は品質の優秀さを誇っていた。「灘目素麵」は「上方素麵」とよばれて、菱垣船と樽廻船のいずれにも積込む特権をうけて、江戸へ廻送された。その量はおびただしく、天下に名をとどろかしていたことは、次の記録によつて明かである。「さうめんは播州鬼原郡灘目にて製する物、江戸へ廻し商ふ事おびただし、國々にては夏のみ製し、秋冬製する事なし、是を灘、三輪(大和の三輪の素めん)のごとく、年中製せば產物ともなるべし」(「日本國產考」)安永七年(一七七八)には灘目に素めん株の免許があつた。

灘目素めんの製造は、もとどこから学んだか、その伝来については十分明かでないが、多分大和の三輪から製法を伝へたものであろう。天保の頃(一八三〇—一八四三)青木村の重左衛門が大和の三輪で製法を伝習し製造をはじめたと伝えられている。(「播州素麵組合史」)灘目の素めんは、東は今津、鳴尾から西は兵庫に至るまで、六甲の南麓一帯に生産され、原料の小麦粉は芦屋、津知、岡本、住吉、六甲村の水車新田の五ヶ所で水車を利用して製造せられた。

二、明治時代

明治二〇年代(一八八七—一八九六)には、素麵製造業者は一〇軒以上を数へ、原料の小麦五百石以上を漬し

た大規模な製麺業者は三軒あつた。全使用職人七〇余人、産額は一年一二万貫を突破し、酒につぐ重要移出品であつた。この頃多量の素麺を猪牙船に積んで、魚崎海岸から威勢よく大阪方面へ送り出したものである。販路は大阪へ八割、兵庫へ二割程であつた。魚崎、横屋の製麺業は明治初年から日露戦争（一九〇四—一九〇五）までが盛期で、この間は業者も一五軒一二〇軒程あつた。一二〇軒を越えたのは明治三年（一八七〇）と明治二二年（一八八八）であつたが、明治二一年には魚崎に一五軒、横屋に五軒、計二一軒で、製麺業の最盛期を示し、「播州素麺営業組合」の事務所は魚崎におかれていた。

日露戦争後は急に衰え、明治四五年（一九一〇）には僅かに一軒しかなかつた。この理由の一つは竜野素麺の擡頭である。魚崎、横屋で製麺技術を習得した播州の人々は現地で素麺の製造を開始し、魚崎は生産費の点で結局競争に敗れ、竜野の素麺が名をなすに至つた。「勤め先の職を見習ひ村に帰つてその業を始めたものも少くなかつた。現に素麺などもその一つである」（「播州素麺組合史」）

三、素麺に関する資料

(一) 寛政九辰年正月

素麺屋冥加銀書上帳

下書

播州菟原郡

魚崎村

一素麺屋 壱軒

覚

此御冥加銀四匁三歩

右ハ去辰年素麺屋御冥加銀書面之通相違無御座候以上

寛政九〇年正月

百姓代

八兵衛

年寄

嘉兵衛

岩佐郷藏様

御役所

(二) 寛政十二年

申正月

菟原郡

魚崎村

下書

弥次右衛門

此御冥加銀四匁三歩

右者去流末年素麺屋御冥加銀書面之通相違無御座候以上

一素麺屋 壱軒

椎兵衛

右者去流末年素麺屋御冥加銀書面之通相違無御座候以上

一素麵屋 壱軒

織三良

此御冥加銀四匁三步

右者去流末年素麵屋御冥加銀書面之通無相違御座候以上

寛政十二年

申正月

魚崎村百姓代

八兵衛

嘉兵衛

同村年寄

木村周藏様

御役所

(三) 万延元年申十一月

素麵屋職御冥加銀書上帳

攝州菟原郡

魚崎村

長藏

藤四郎

一素麵屋職
一 同
一 壱軒

覺

壹軒

一素麵屋職

壹軒

一 壱軒

壹軒

此御冥加銀六拾目式步但壹軒ニ付四匁三步ツツ

右者當申年素麵屋職御冥加銀御上納仕候分書面之通相違無御座候以上

万延元年

申十一月

年寄

弥右衛門

⑩

同 斷

仁 兵 衛 ⑩

同 斷

竜 助 ⑩

羽田十左衛門様

御役所

(四) 文化三年(一八〇六)魚崎村素麵營業者

勘左衛門。新左衛門。弥次右衛門。権兵衛代。権四郎。惣介。

(五) 明治二十年(一八八七)素麵製造業者二十一人中、所得税納入者六名

小麦漬高	五六五石	浜田宗兵衛
全	五六五石	増本兼三郎
	五二〇石	浜田 佐吉

山路新左衛門	山本松太郎
	松原福太郎

(六) 摂津素麵營業組合

明治二六年(一八九三)摂津素麵營業組合(事務所は魚崎にあつた)副頭取選舉に相成度此段要請候也

役員補缺認可之義稟請

當組合副頭取助野庄兵衛辭任二付、補欠撰挙為候他、左記者當撰相成候間御認可相成度此段要請候也

明治廿六年四月十五日

摂津素麵營業組合頭取

藤谷治右衛門 ⑩

兵庫県知事 周布公平殿

右全業頭取

小原龜次郎 ⑩

(七) 統計

年	代	産 額	価 額	素 麵 屋 軒 数	備 考
寛政八年(一七九六)					
寛政九年(一七九七)					
寛政十年(一八〇〇)					
文化三年(一八〇六)					
文政二年(一八二五)					
文政八年(一八二九)					
天保二年(一八三二)					
弘化二年(一八四五)					
弘化三年(一八四六)					

一一一 三五三四九〇

弘化四年（一八四七）	嘉永五年（一八五二）	安政二年（一八五五）	万延元年（一八六〇）	明治三年（一八七〇）	明治六年（一八七六）	明治八年（一八八五）	明治一〇年（一八八七）	明治一五年（一八九二）	明治二六年（一八九三）	明治二七年（一八九四）	明治二八年（一八九五）	明治二九年（一八九六）	明治三三年（一九〇〇）	大正元年（一九一二）
魚崎	四、三〇〇貫	九〇、〇〇〇貫	一八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇貫	二八、〇二六円	三四、九九八円	三〇、〇〇〇円	一四、三〇七円	一五	一五	一五	一五	一五	一五
				一三三、〇六九貫					二	二	二	二	二	二
				三七、六五〇貫					三	三	三	三	三	三
				一〇〇、〇〇〇貫					四	四	四	四	四	四

職工男女七二人

外に卸売三軒

横屋

一五

二

二

二

二

二

二

二

第二節 酒造業

一、江戸時代

(一) 瀧五郷

歴史にはじめて瀧（名田）の名が使用されたのは正徳六年（一七一六）のことであり、その範囲は東は武庫川口から西は生田川口までをさす。いわゆる瀧五郷とは、今津、西宮、東郷（魚崎）中郷（御影）西郷をいう。江戸時代末期には今津西宮以外の三郷を上瀧の東組（東青木、西青木、深江、魚崎、横屋、住吉）中組（御影、石屋、東明、八幡）西組（大石、新在家）とよんだ。「この三郷を瀧目（名田目）」というようになつたのは明和（一七七一—一七七五）以後のことである。瀧酒勃興の機縁は伊丹の人雜喉屋文右衛門が寛永年間（一六二四—一六四三）西宮に移住して醸造業をはじめしたことによる。「名産瀧酒匠（メイサンナダノサカヤ）。五百崎、御田、大石、脇浜、神戸等にて酒造し、多く諸国へ運送す。これを瀧目酒といふ」（摂津名所図絵）。「これまでの浜辺に家蔵多くたてつづきて販へるさまにみわたさるは、みな酒つくる家にして、江戸の酒うる問屋にて瀧目といへるものなるべし」（蜀山人紀行文。「西摂大観」）

(二) 魚崎、横屋の酒造業の起源

魚崎、横屋両村の酒造業の起源については資料不足のため十分明かでないが、山路十兵衛が最も古くその創業は元祿元年（一六八八）にさかのばる。昭和二十五年より二六三年前のことである。寛文六年（一六六六）瀧目の酒造高八四〇石、貞享元年（一六八四）瀧地方の酒造高一、二五〇石となり元祿一年（一六九八）には二五、〇〇〇石（推定）に急増している。この年魚崎村の酒造高は四七〇石、株高一、二六九石あつた。その後順調な